

福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害等に伴う見舞金の支給に関する規則新旧対照表

〔平成3年2月22日〕
福岡県公安委員会規則第4号

(改正部分は、下線部分である。)

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）に定める協力援助者（以下「協力援助者」という。）が当該協力援助行為により災害（死亡、負傷、疾病又は<u>障害</u>をいう。以下同じ。）を受け、同法第2条の規定に基づき福岡県が給付の責に任ずる場合及び協力援助者が当該協力援助行為により当該協力援助者の占有する物品に損害を受けた場合に、福岡県公安委員会が当該協力援助者又はその遺族に支給する見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(見舞金の種類)</p> <p>第2条 見舞金の種類は、死亡見舞金、傷病見舞金、<u>障害見舞金</u>及び物的損害見舞金とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p><u>(障害見舞金)</u></p> <p>第6条 <u>障害見舞金</u>は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定した場合を含む。）において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）別表第2に定める1級から14級までの障害等級に該当する<u>障害</u>が存するときに、当該協力援助者に支給することができるものとする。</p> <p>2 前項の<u>障害見舞金</u>の額は、規則別表第2に定める1級から14級までの障害等級に応じ、別表第2に定める金額を超えない範囲内で、本部長が定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）に定める協力援助者（以下「協力援助者」という。）が当該協力援助行為により災害（死亡、負傷、疾病又は<u>障がい</u>をいう。以下同じ。）を受け、同法第2条の規定に基づき福岡県が給付の責に任ずる場合及び協力援助者が当該協力援助行為により当該協力援助者の占有する物品に損害を受けた場合に、福岡県公安委員会が当該協力援助者又はその遺族に支給する見舞金に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(見舞金の種類)</p> <p>第2条 見舞金の種類は、死亡見舞金、傷病見舞金、<u>障がい見舞金</u>及び物的損害見舞金とする。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p><u>(障がい見舞金)</u></p> <p>第6条 <u>障がい見舞金</u>は、協力援助者が協力援助行為により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定した場合を含む。）において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。）別表第2に定める1級から14級までの障害等級に該当する<u>障がい</u>が存するときに、当該協力援助者に支給することができるものとする。</p> <p>2 前項の<u>障がい見舞金</u>の額は、規則別表第2に定める1級から14級までの障害等級に応じ、別表第2に定める金額を超えない範囲内で、本部長が定めるものとする。</p> |

(障害見舞金の調整)

第7条 障害見舞金を受けた協力援助者の障害の程度に変更があったため、新たに規則別表第2に定める他の障害等級に該当するに至った場合又は障害見舞金を受けた者が当該協力援助行為による負傷若しくは疾病に起因して死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から障害の程度変更前又は死亡前の障害等級に応じる障害見舞金の額を減じた額を支給することができるものとする。

2 既に障害のある協力援助者が、負傷又は疾病により更に同一部位について障害の程度を加重した場合は、その障害等級に応じる障害見舞金の額から加重前の障害等級に応じる障害見舞金の額を減じた額を支給することができるものとする。

第7条の2～別表第1 (略)

別表第2 (第6条関係)

障害見舞金

(略)

(障がい見舞金の調整)

第7条 障がい見舞金を受けた協力援助者の障がいの程度に変更があったため、新たに規則別表第2に定める他の障害等級に該当するに至った場合又は障がい見舞金を受けた者が当該協力援助行為による負傷若しくは疾病に起因して死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から障がいの程度変更前又は死亡前の障害等級に応じる障がい見舞金の額を減じた額を支給することができるものとする。

2 既に障がいのある協力援助者が、負傷又は疾病により更に同一部位について障がいの程度を加重した場合は、その障害等級に応じる障がい見舞金の額から加重前の障害等級に応じる障がい見舞金の額を減じた額を支給することができるものとする。

第7条の2～別表第1 (略)

別表第2 (第6条関係)

障がい見舞金

(略)